

特集2 市県民税の申告はお早めに 申告期限は3月15日(金)

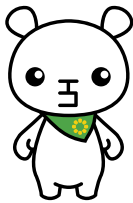
市県民税の申告会場と受け付け日程

	申告会場		期間	時間等
各区役所	門司		2月18日(月)～3月15日(金)	8時30分～17時 土・日曜日は除く 木曜日は19時まで
	小倉北		2月18日(月)～3月15日(金)	
	小倉南		2月25日(月)～3月15日(金)	
	若松		2月20日(水)～3月15日(金)	
	八幡東		2月18日(月)～3月15日(金)	
	八幡西		2月27日(水)～3月15日(金)	
	戸畑		2月18日(月)～3月15日(金)	
出張受け付け	門司区	門司体育館	2月13日(水)・14日(木)	9～16時
		松ヶ江南市民センター	2月15日(金)	
	小倉南区	北九州農業協同組合東谷支店	2月15日(金)	9～15時
		区役所両谷出張所	2月18日(月)・19日(火)	
	若松区	区役所曾根出張所	2月20日(水)～22日(金)	9～16時
		区役所島郷出張所	2月14日(木)・15日(金)	
	八幡西区	池田市民センター	2月18日(月)・19日(火)	9～16時
		折尾東市民センター	2月21日(木)・22日(金)	
		大原市民センター	2月25日(月)	

市県民税の申告

市県民税の申告会場と受け付け日程は左表のとおりです。住所地の区役所にある市税事務所市民税課か税務課へ郵送することもできます。申告が必要で、2月15日ごろまでに申告書が届かない人は、最下段左の市税事務所市民税課か税務課へ問を。

申告について説明するよ!



申告が必要な人

平成31年1月1日現在、市内に住所があり、平成30年中に所得があった人。

【申告対象者の主な例】

- 事業所得や不動産所得がある人。
- 平成30年中に退職した人で、再就職していない人。
- 給与所得者で、平成30年中に給与以外の所得があり、それが20万円以下で、かつ、給与所得が20万円以下の人。

円以下で「所得税」の確定申告が必要ない人。

- 平成30年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、同年中に公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。
- 雑損控除、医療費控除および寄附金税額控除などを受ける人。

申告に必要なもの

- 申告書と印鑑
- マイナンバーおよび本人確認書類（必要な書類は左下部分をご確認ください。）
- 所得を証明できる書類や帳簿等（源泉徴収票や給与支払証明書など）
- 生命保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書、寄附金受領証明書、医療費明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書が控除証明書など。
- 障害者控除対象者認定書、療育手帳など。

申告が必要でない人

- 平成30年分の「所得税」の確定申告をした人。
- 平成30年分の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市役所に給与支払報告書が提出されている人（不明の場合は勤務先へ問を）。

また、合計所得金額900万円（給与収入1120万円）超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除について、税負担の調整の観点から、控除額が段階的に減額・消失する仕組みが設けられました。

1 配偶者控除

生計が同一の配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下（給与収入金額の場合103万円以下）の場合、控除の対象となります。納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超えた場合の控除の適用はなくなりました。控除対象配偶者のうち、70歳以上の人平成31年度市県民税では昭和24年1月1日以前に生まれた人を老人控除対象配偶者といいます。

2 配偶者特別控除

平成29年度税制改正において、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みが設けられました。

市県民税申告書(平成29年度分以降)の提出の際には、マイナンバーの記載と「本人確認書類の提示など」が必要です。

● 扶養親族等がいる人は、扶養親族などのマイナンバーの記載も必要です。

● 本人確認書類の例

- 例1: マイナンバーカードを持つ人は、マイナンバーカードだけ
- 例2: マイナンバーカードを持たない人は、「通知カード」または「自動車運転免許証や公的医療保険の被保険者証など」

● 配偶者控除【改正後(平成31年度～翌年度)】

納税義務者の前年の合計所得金額	(参考)左に対応する給与収入金額	控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	1,120万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	1,220万円超	適用なし	

2 配偶者特別控除
生計が同一の配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下（改正前は38万円超76万円未満）の場合、控除の対象となります。なお、昨年度と同様に、納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超えた場合は控除の適用はありません。

自宅で申告書の作成や市県民税額の試算ができます

市のホームページから所得の状況を入力し、市県民税申告書の作成や市県民税額の試算ができます。市のホームページ(アドレスは表紙参照)の「くらしの情報」→「税・保険・年金」→「税」→「税目ごとに調べる」→「個人市民税」→「申告・控除について」→「個人市民税の試算と申告書の作成」をご覧ください。
問 財政局課税課 ☎582・2033へ。

市県民税についての問い合わせ(直通)

各区役所内の市税事務所市民税課(※)または税務課

- ◆ 門司区 ☎331・0511
- ◆ 小倉北区(※) ☎582・3360
- ◆ 小倉南区 ☎951・1023
- ◆ 若松区 ☎761・4182
- ◆ 八幡東区 ☎681・5851
- ◆ 八幡西区(※) ☎642・1458
- ◆ 戸畑区 ☎881・2687

● 配偶者特別控除【改正後(平成31年度～翌年度)】

配偶者の前年の合計所得金額	(参考)左に対応する給与収入金額	納税義務者の前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	103万円以下	適用なし ※配偶者控除の対象		
38万円超90万円以下	103万円超155万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	155万円超160万円以下	31万円	21万円	
95万円超100万円以下	160万円超166万8千円未満	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	166万8千円以上175万2千円未満	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	175万2千円以上183万2千円未満	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	183万2千円以上190万4千円未満	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	190万4千円以上197万2千円未満	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	197万2千円以上201万6千円未満	3万円	2万円	1万円
123万円超	201万6千円以上	適用なし		

【この特集に関するお問い合わせ】 財政局課税課 ☎582・2033